

## 利益相反の開示について

1. 日本麻酔科学会が主催する学術集会、シンポジウム、講演会、市民公開講座等の発表・講演に際しては利益相反関連事項への記載が必須になります。
2. 申告対象となる期間は抄録提出日を基準として過去 3 年間です。
3. 演題発表内容に関し、申告対象期間内に以下の利益相反記載事項に該当する場合は、利益相反ありを選択の上、演題発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体名と金額を申告してください。
4. 報告対象となるのは発表者、及び共同研究者・共同発表者です。
5. 利益相反の有無は、発表時にスライド又はポスターに開示してください。詳細は「COI開示」表を参照してください。

### 個人の利益相反記載事項

1. 役員・顧問職 企業や営利を目的とした団体（以下、企業等、という）の役員、顧問職であり 1 つの企業等から、年間 100 万円以上の報酬を受け取っている場合
2. 株式 1 つの企業等の株式から、年間 100 万円以上の利益を取得した場合及び当該発行済株式数の 5%以上保有している場合
3. 特許権使用料 年間 100 万円を越える場合（1 企業あたりの金額）
4. 日当・出席料・講演料等 年間 50 万円を越える場合（1 企業あたりの金額）
5. 原稿料 年間 50 万円を越える場合（1 企業あたりの金額）
6. 研究費 1 つの臨床研究に対する総額が年間 100 万円以上の場合
7. 奨学寄付金（奨励寄付金） 1 名の研究責任者に対する総額が年間 100 万円以上の場合
8. 寄付講座の所属・給与を受け取っている場合
9. 企業からの物品・施設・役務の受領、企業研究者の研究へ参画がある場合
10. その他 年間 5 万円以上の報酬等（研究とは直接無関係な旅行、贈答品等）

筆頭演者及び共同演者の利益相反について申告してください。1 名でも該当ありの場合は、「COI開示」表の「あり」を選択して、上記「個人の利益相反記載事項」を参考に、備考欄に記入してください。\*利益相反情報は査読担当者全員に開示されます。個人が特定される名称の記載は行わないでください。

例) 6. 研究費 1,200 万円